



山形県公報

令和2年11月4日(水)
第152号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 山形県指定有形文化財の指定……………(文化振興・文化財課) ……1119
- 山形県指定天然記念物の指定の解除……………(同) ……同

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(農業経営・担い手支援課) ……1120
- 同……………(同) ……1121

告 示

山形県告示第757号

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

令和2年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

種 別	名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所
建造物の部	笹野観音堂	1棟	宗教法人 幸徳院	米沢市笹野本町5686番地の5
	附 棟札	4枚		
	千手千眼遷座法要木札	1枚		
	普請関係資料	8冊		

山形県告示第758号

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第32条第1項の規定により、次の山形県指定天然記念物の指定を解除する。

令和2年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 有 者	所 有 者 の 住 所
臥龍のマツ	高谷穂澄	村山市大字大久保乙216番地

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和2年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南陽市川桶字岩屋堂409番	畑	115
南陽市川桶字岩屋堂432番1	畑	116
南陽市川桶字岩屋堂433番1	畑	78
南陽市川桶字岩屋堂434番1	畑	380
南陽市川桶字岩屋堂435番	畑	340
南陽市川桶字岩屋堂436番1	畑	213
南陽市川桶字岩屋堂437番1	畑	204
南陽市川桶字岩屋堂438番	畑	115
南陽市川桶字岩屋堂439番	畑	109

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和3年1月	10年	8,890円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和2年11月18日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由

へ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・担い手支援課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和2年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南陽市川桶字山崎4169番	田	1,097
南陽市川桶字清水尻4557番	田	3,024

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和3年1月	5年	226,655円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和2年11月18日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

ホ 意見の趣旨及びその理由

へ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・担い手支援課

令和2年11月4日印刷
令和2年11月4日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県